

青森県報

号外第七十一号

平成十四年七月十日(水曜日)

目次

人事委員会

人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則……………(任用・給与) ……

人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(総務・審査) ……

収用委員会

青森県収用委員会運営規則の一部を改正する規則……………(監理課) ……

人事委員会

人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。
第一条第一号(3)中「宿泊」を「宿泊」に、「第四条又は」を「第四条若しくは」

に、「週休日又は」を「週休日(以下「週休日」という。)若しくは」に、「週休日等」を「休日等」に改め、同号(4)中「週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日」を「週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が四時間である日」に改め、同条第九号(1)中「週休日等」を「週休日若しくは休日等」に改め、同号(2)及び(3)中「週休日等以外の土曜日」を「勤務時間が午前八時十五分から午後零時十五分までと定められている日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中「庁舎管理、予算担当」を「給与、庁舎管理、予算担当」、行政管理室室長補佐」に、「事務局長、理事、次長」を「教育部長、理事、教育次長」に改め、「総務課課長補佐」の下に「(人事担当)」を加え、「総看護婦長 総括副総着

護婦長、副総看護婦長、看護婦長」を「総看護師長、副総看護師長、看護師長」に、

院 高等看護学	院 高等看護学
事務長	事務長

を

を

院 高等看護学	事務長
------------	-----

に改め、同表弘前市の項中「職員団

体」の下に、「勤務条件」を加え、

所 駅前地区都 市改造事業	所長
---------------------	----

を

保育所	所長
-----	----

に、「総看護婦長、副総看護婦長」を

「総看護師長、副総看護師長」に改め、同表八戸市の項中「課長補佐」を「行政経営室長、課長補佐」に、「行政班長」を「文書法規班長」に、「人事組織班長」を「人事研修班長、給与厚生班長」に、「職員団体担当」を「職員団体、事務管理担当」に、「主任主査（人事）」を「主任主査（人事、勤務条件）」に、「総看護婦長、副総看護婦長」を「総看護師長、副総看護師長」に改め、「総務班長」の下に、「主幹（職員団体担当）」を加え、「及び八戸市公民館」を削り、同表黒石市の項中「市長公室長、」を削り、「秘書、人事、法規、予算、庁舎管理担当」を「事務管理、人事、法規、秘書、庁舎管理、予算担当」に、「秘書係長、人事係長、行政係長、財政係長、管理係長」を「行政総務係長、職員係長、文書係長、秘書係長、管財課管理係長、財政係長」に、「教育次長」を「教育部長」に、「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表五所川原市の項中「室長（課に置く室に置くものを除く）」を「秘書室長、工事検査室長、法定外公共物対策室長」に、「教育次長」を「教育部長」に、

福祉事務所	所長、課長
養護老人ホーム	園長

を

養護老人ホーム	園長
---------	----

に、「看護婦長、看護士長」を「看護

師長」に改め、同表十和田市の項中「教育次長」を「教育部長」に、「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表三沢市の項中「教育長」の下に、「理事」を加え、

中央児童センター	館長
区画整理事業所	所長、課長

を

中央児童センター	館長
----------	----

に、「総看護婦長」を「総看護師長」

に改め、同表平内町の項中「総務課指導監」を「総務課副参事」に、「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表蟹田町の項中「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表平館村の項中「平館村」を「平館村」に、

課長	を
----	---

を

参事	に、「課長」を「教育次長」に改め、同表三厩
----	-----------------------

村の項中「課長、」を「課長、総務課指導監、企画財政課指導監」に改め、同表木造町の項中「行政管理室長」を削り、同表深浦町の項中

支所	所長
保育園	園長

を

支所	支所長
----	-----

に改め、同表鯉ヶ沢町の項中「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表岩崎村の項中「(財政、法規担当)」を「(法規担当)、企画課課長補佐」に改め、同表藤崎町の項中

教育委員会 事務局	教育長、 課長
選挙管理委 員会事務局	事務局長
農業委員会 事務局	事務局長

を

教育委員会 事務局	教育長、 課長
--------------	------------

に改め、同表浪岡町の項中「総看護

婦長」を「総看護師長」に改め、同表平賀町の項中「総務課課長補佐」の下に「(人事担当)」を加え、同表板柳町の項中「教育次長」を「課長」に、「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表鶴田町の項中「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表小泊村の項中「課長」の下に「行政特別対策室長」を加え、同表野辺地町の項中「課長」を「参事、課長」に改め、同表百石町の項中「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表川内町の項中「室長、総務課課長補佐(人事担当)」を「財務課副参事」に改め、同表大畑町の項中「総務課課長補佐」を「監(企画財政課に置くものに限る。)、総務課課長補佐(人事担当)」に改め、同表佐井村の項中「教育長」の下に「教育次長」を加え、同表三戸町の項中「財政指導監」を削り、「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表五戸町の項中「総務課課長補佐」の下に「(人事担当)」を加え、「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表田子町の項中「看護婦長」を「看護師長」に改め、同表名川町の項中「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表公立金木病院組合の項中「総婦長」を「看護部長」に、「管理課長、医事課長」を「課長」に改め、同表一部事務組合下北医療センターの項中「総看護婦長」を「総看護師長」に、「副総看護師長」を「副総看護師長」に、「人事、企画財政担当」を「人事担当」に、「看護婦長」を「看護師長」に改め、同表中部上北広域事業組合の項中「病院総看護婦長」を「病院総看護師長」に改め、同表下北地域広域行政事務組合の項中「総括主幹」を「総務課総括主幹」に改め、同表十和田地域広域

事務組合の項中「教育次長」を「教育部長」に改め、同表三戸郡福祉事務組合の項中「事務局長」の下に「やまばと寮長」を加え、同表北部上北広域事務組合の項中「総看護婦長」を「総看護師長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

収 用 委 員 会

青森県収用委員会規則第一号

青森県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように改める。

平成十四年七月十日

青森県収用委員会 平 田 由 世

青森県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

青森県収用委員会運営規則(昭和五十五年十一月青森県収用委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「あつ旋委員」を「あつせん委員」に改め、同項第三十号を第三十一号とし、第二号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第十五条の八の規定による仲裁委員の推薦に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭